



(2019年3月20日)

三井住友信託銀行 年金企画部

第2回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催 について

2019年(平成31年)3月19日(火)、第2回社会保障審議会企業年金・個人年金部会が開催されました。同部会では、「企業年金・個人年金制度に関する検討課題」として考えられる点について、関係団体へのヒアリング等が行われ、その後、各委員による質疑応答が行われておりますのでご案内申し上げます。

I. 議題

- (1) 関係団体からのヒアリング
- (2) 確定給付企業年金の非継続基準の予定利率について

II. 関係団体からのヒアリング等について

(1) 概要

今回ヒアリングが行われた6団体の主な提言については以下のとおりです。(詳細は各団体の提出資料をご参照ください。)

団体名	企業年金制度に関する提言
日本経済 団体連合会	<p><確定給付企業年金関係></p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 支給開始可能年齢の見直しへの対応(支給開始年齢引上げに伴う給付減額判定基準の見直し含む) (ii) リスク分担型企業年金の改善(給付減額判定基準の見直しの検討) (iii) 持続可能な年金制度運営に向けた対応(M&A等の事業再編においてDB年金の承継が困難な場合等に備えたポータビリティ拡充) <p><確定拠出年金関係></p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 掛金拠出上限の引上げ (ii) 中途引出し要件の緩和(一定の課税を条件とした中途引出し) (iii) 加入可能年齢・受給開始年齢(企業型・個人型双方において、加入可能年齢範囲拡大の検討。受給開始可能年齢は現行(60歳から)通りであることを前提) (iv) 個人型DC加入資格要件の緩和(企業型DC加入者について規約に定めがない場合も個人型への加入資格を与える等) (v) 企業型・個人型における掛金拠出上限の統一(個人型DCの掛金拠出上限を企業型に合わせることの検討) (vi) 中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)の対象拡大(企業規模に関わらず、取扱いを可能とするものの検討)

	(vii) マッチング拠出の完全自由化
日本労働組合 総連合会	(i) 企業年金は、もともとは労働者の退職金（後払い賃金、労働条件の一部）であるという前提で議論すべき (ii) 一時金での受給の選択率が高いが、「企業年金の年金性と高齢期の安定的な所得保障を確保する」観点から見直しを行なうよう検討すべき (iii) 投資教育の継続性と実効性を同時に高めることが重要
公益社団法人 日本年金 数理人会	<企業年金制度の普及に関する提言> (i) 給付減額の再定義（定年延長等の雇用延長時における取扱い等） (ii) 持続可能性の高い終身年金構築（保証期間の上限を25年または30年に延長等） (iii) 中小企業および非正規社員へのDB普及（事業主への助成を通じた総合型DBへ加入促進等） (iv) リスク分担型企業年金の改善（移行時等における掛金一括拠出規定の追加等） (v) 行政手続きのスリム化等 <個人の自助努力等への支援に関する提言> (i) 個人の拠出に対する支援（DB加入者掛金の柔軟な拠出、DC掛金拠出額の引上げ等） (ii) 税制面における支援（DB加入者掛金への所得控除枠の拡大等）
企業年金 連合会	<確定給付企業年金関係> (i) 企業の経営や運用環境の基調に大きな変化があった場合における現役世代と受給者世代の間の給付の公平性の確保 (ii) 長寿化を踏まえた終身年金の保証期間（20年上限）の延伸 (iii) 中小企業の受け皿としての総合型DBの活用 <確定拠出年金関係> (i) 拠出限度額の拡大、加入可能年齢の上限の引上げ等 (ii) 適切な資産形成のための支援（投資教育や情報提供等の支援） (iii) 個人型DCの普及に対応した支援（企業型、個人型を一体的に捉え、投資教育など投資判断を支援する取組み） (iv) DCの受け取り方の選択に関する支援（運用しつつ資産を引き出す標準的な受給方法の設定等） <税制> (i) 特別法人税の撤廃
企業年金 連絡協議会	(i) 公的年金制度の終身保障機能を活用した「公的年金制度と私的退職給付制度・自助努力の新たな連携」 (ii) 就業年齢と年金の適用（加入）・受給との関係の多様化への対応（公的年金における被保険者期間の見直しを踏まえたDB加入可能年齢の伸長（75歳まで）及びDB支給可能年齢上限（65歳）の撤廃） (iii) DCの拠出限度額の拡大（DB併用の場合の制限、マッチング拠出の制限の廃止） (iv) DCの脱退一時金の適用の緩和（外国人加入者の帰国時一時金払い及び生活困窮時の一時金払い等） (v) 年金と生活水準の議論について、家計アプローチに基づく「公私制度の役割分担のための新たな充分性指標」の導入 (vi) 企業年金制度・退職金制度からの給付金を一元的に管理する為の退職所得の「年金給付専用口座」（日本版IRA）の創設 (vii) DCの資産形成に関し、想定利回りとの乖離等の問題解決に向けた協働運用型

	<p>DC制度※の創設</p> <p>※確定拠出型の年金制度とし、運用については、労使が協働して単一の商品（ポートフォリオ）を設定（事業主だけでなく従業員の意思を運用商品の選定に反映）するDC制度</p>
国民年金基金連合会	<p>(i) 国民年金及び厚生年金の加入年齢の議論にあわせたiDeCoの加入可能年齢の引上げの検討</p> <p>(ii) 資格区分等についての情報に関するプラットフォームの作成等によるiDeCoの各種手続きについて効率化</p> <p>(iii) iDeCo加入者の掛金上限額の引上げ</p>

(2) 各団体からの提言を踏まえた各委員からの意見等（概要）

【DB/DC 受取方法】

- ✓ 複数の団体から、DB・DC ともに一時金での受給の選択割合が高いことについて、安定的な所得確保の観点から課題がある旨認識が示されました。
- ✓ それに対し、一部委員からは、一時金割合が高いことについて、本当に制度的対応が必要かどうか。定期的なキャッシュフローが高齢期における安心感を与えるという意義はあると考えられるものの、他方でそこは民間の金融機関で補うことも可能という考え方もあるのではないかと意見が述べられました。
- ✓ 企業年金連合会の資料 P15 において「DC の受け取り方の選択に関する支援」として、標準的な受給方法の設定につき言及されていることに関連し、標準的な受給方法を参考として示すものとして考えるのか、それとも何らかのインセンティブを与えて推進していくものとして考えるのか、何れとして考えるかが重要との意見もありました。
- ✓ 一時金として受け取って個人年金として運用するというやり方もあり、制度として年金受給を行う場合のコストも視野に入れて検討していくべきとの意見もありました。

【DC 投資教育】

- ✓ 企業年金連絡協議会より、協働運用型 DC における投資教育に関し、投資教育と生活設計教育の双方が重要である旨説明がありました。
- ✓ また、一部委員より企業型 DC の投信比率が 49.5%であることについて、個人型 DC における投信比率が 39.5%であることと比較しつつ、企業の投資教育の表れではないかと評価する意見がありました。

【DC 拠出限度額引上げ】

- ✓ 一部委員より、将来的に十分な水準がいくらなのかということにつき、エビデンスとなる統計データ等があれば拠出限度額をどこまで引き上げればよいかという議論をしやすいのではないかと意見がありました。

【その他】

- ✓ iDeCo の加入要件緩和についての意見やマッチング拠出における制限撤廃についての意見が多くあったが、賛同したいとする意見がありました。
- ✓ 企業年金連絡協議会の資料 P29 において示された家計アプローチに基づく「公私制度の役割分担のための新たな充分性指標の導入」※について、一部委員より興味深い提案であり、充分性を企業年金がどの程度カバーしているのかという検証を行うことも考えられる旨の意見がありました。

※充分性指標とは、企業年金連絡協議会の資料においては、公私年金制度のカバー率、給付水準、税制優遇措

置、中途退職者の受給権、税・社会保障制度による所得再分配効果等の指標をいい、従来の代行倍率方式や所得代替率方式とは異なる考えの指標とされています。

Ⅲ. 確定給付企業年金の非継続基準の予定利率について

非継続基準の予定利率の調整幅の見直しについて、0.8以上1.2以下の計数を乗じる方法を改め、労使合意の下、30年国債の応募者利回りの5年平均の率に0.5%以内の率を加減して得た率を予定利率として用いることを可能とすることを検討している旨、厚生労働省より説明がありました。

Ⅳ. 次回について

最後に、次回同部会の日程については、各委員及びヒアリング予定団体のスケジュールを調整したうえで決定すると事務局から報告がありました。

Ⅴ. 資料等

- 配布資料等
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204064_00005.html
- 2019年2月6日付SuMiTRUST年金ニュース（【確定給付企業年金】非継続基準の予定利率の改正に係る告示案及び通知案のパブリックコメント手続きの開始）
https://www.smtb.jp/business/pension/news/pension/pdf/pennews_190206.pdf

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 〔電話番号〕03-5404-3081